

南魚沼市国保データヘルス計画 用語集

- No. … 出自順番号
頁 … 初見となる該当ページ
用語 … 計画内で書かれている用語・単語・名称等
解説 … 上記「用語」の内容説明、解説等

No.	頁	用語	解説
1	1	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	特定健診の結果やレセプト等の医療データ、介護保険の認定状況等を活用し、PDCAサイクルの考えに基づき効果的かつ効率的な保健事業を行うための実施計画。
2	1	日本再興戦略	平成25年6月14日に閣議決定され、経済成長に向けて民間活力を引き出すことを主目的に産業基盤の強化策を打ち出した成長戦略。安倍政権の経済政策であるアベノミクスの3本の矢(第1の矢:「大胆な金融政策」、第2の矢:「機動的な財政政策」)のうちの第3の矢といわれ、健康長寿社会の実現を目指している。
3	1	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護(自立した生活ができない)年数を引いた数が健康寿命になる。
4	1	レセプト (診療報酬明細書) (調剤報酬明細書)	患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書。患者の氏名、保険者番号や病名等を記入した上書き部分と、診療報酬点数、療養の給付、食事・生活療養の欄で構成されている。医科、歯科の場合が診療報酬明細書、薬局が調剤した場合を調剤報酬明細書という。
5	1	国民健康保険法	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする日本の法律。昭和13年4月1日法律第60号として制定され、健康保険法によって対象から外されていた農民層の救済を目的とした。昭和33年に全部改正され市町村運営方式となり、昭和36年に国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられた。
6	1	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
7	1	国保データベースシステム (KDBシステム)	国保中央会が開発したデータ分析システム。国保被保険者の医療費だけではなく、健診情報や介護認定情報も併せて分析できる。
8	1	生活習慣病	糖尿病、循環器疾患(脳血管疾患・心疾患など)及びがんなどが代表的なもので、食生活、運動、休養、喫煙及び飲酒など日常生活習慣の在り方が心身の健康状態を悪化することに大きく影響し発症する疾病のこと。
9	1	21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)	壮年期の死亡の減少や健康寿命の延伸を実現し、全ての人の生活の質の向上を図ることを目的としている。特に生活習慣病の一次予防に重点を置き、個人が主体的に健康づくりに取り組むことを重視し、科学的根拠に基づき対象者を明確にした上で、地域の実情に即した目標を設定して取り組むために策定された計画。
10	1	第2次新潟県健康増進計画 (健康にいがた21(第2次))	県民の一人ひとりが健康づくりに取り組み、「すこやかで、いきがいに満ちた生活」のできる社会の実現を目指すことを基本理念に県民の主体的な健康づくりを推進してきたが、生活習慣に係る健康指標が全国からみて低位水準にあり、改善すべき課題が残されていたことから、更なる健康づくり対策の充実を目指し、新潟県が平成26年3月に策定した計画。
11	1	評価指標	善悪、美醜などの価値を判じ定め、物事の見当をつけるための数値。ここでは、計画で定めた目標値に対する実績及び実績の評価に用いる数値。
12	2	行動変容	人々の行動内容の変化。ここでは、環境を良好な状況に整え、生活習慣を見直し改善すること。
13	2	標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】	糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少、中長期的な医療費の伸びの適正化を図るために、医療保険者が効果的・効率的な保健指導を実施するよう厚生労働省が平成19年4月に作成した健診・保健指導の方向性を示すもの。平成25年4月に改訂された。
14	3	高齢者の医療に関する法律	昭和57年に制定された「老人保健法」から変更された法律。従来の老人保健制度を全面的に改正し、高齢者の医療費の適正化を推進することを目的に定められた。このことにより、75歳以上の高齢者は平成20年から後期高齢者医療制度に加入することになった。また、保健事業として、40歳から74歳の者を対象に特定健康診査及び特定保健指導などの基本指針を定め、高齢期における健康の保持のための事業を積極的に推進することが保険者に義務付けられた。
15	3	健康増進法	国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。平成13年に政府が策定した医療制度改革大綱の法的基盤とし、国民が生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努めなければならない事を規定、制定している。

No.	頁	用語	解説
16	3	特定健康診査 (特定健診)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防するという観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられた40歳から74歳までを対象とする健康診査。
17	3	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行うもの。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。
18	3	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態をいう。日本語に訳すと代謝症候群、省略し単に「メタボ」とも言う。
19	3	QOL (生活の質)	クオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life)の略。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということを尺度としてとらえる概念。
20	3	脂質異常症	血液中に含まれる脂質が過剰、もしくは不足している状態を指し、平成19年7月に高脂血症から脂質異常症に改名された。診断基準による分類は、高コレステロール血症、高LDLコレステロール血症、低HDLコレステロール血症、高トリグリセリド血症といった種類がある。
21	3	虚血性心疾患	心臓を動かしている筋肉である心筋への血液の流れが低下、または遮断され心臓に障害が起こる疾患の総称。主な疾患は、狭心症と心筋梗塞で、冠動脈(心筋に酸素・栄養を送る血管)が動脈硬化で狭くなったり、詰まったりすることが、原因といわれている。
22	3	脳血管疾患	頭蓋内の血管(血流)に異常が発生し、出血による炎症・圧排または虚血による脳組織の障害により発症する病気の総称。脳の血管が破れて出血する脳出血、クモ膜下に出血するクモ膜下出血、脳の血管が詰まる脳梗塞に大別され、もやもや病や慢性硬膜下血腫などもこれに分類される。
23	3	慢性腎臓病 (CKD)	一疾患名を示すものではなく、慢性に進行する各種腎疾患によって、不可逆的に腎機能が緩徐に低下する病態。CKDはChronic Kidney Diseaseの略。 ①蛋白尿など腎障害の存在を示す所見 ②腎機能低下(eGFRが60ml/分/1.73m ² 未満) ①、②のいずれか、または両方が3か月以上持続する状態を指す。
24	3	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	長期にわたり有毒な粒子やガスの吸入、喫煙が原因となり、肺に炎症が起き呼吸に支障をきたす疾患。慢性気管支炎と肺気腫の総称。COPDはChronic Obstructive Pulmonary Diseaseの略。
25	3	がん(悪性新生物)	遺伝子変異によって自律的で制御されない増殖を行なうようになった細胞集団(腫瘍)のなかで周囲の組織に浸潤し、または転移を起こす腫瘍であり、そのほとんどは無治療のままだと全身に転移して患者を死に至らしめるとされ、悪性新生物、悪性腫瘍とも呼ばれる。なお、漢字の「癌」は悪性新生物のなかでも特に上皮由来の「癌腫(上皮腫)」のことを指し、平仮名の「がん」は、「癌」や「肉腫」、白血病などの血液悪性腫瘍も含めた広義的な意味で悪性新生物を表す言葉としてつかわれている。
26	3	ロコモティブシンドローム	骨、関節、筋肉などの運動器の衰え・障害(加齢や生活習慣が原因といわれる)によって、要介護になるリスクが高まる状態のこと。省略し単に「ロコモ」とも言う。
27	3	メンタルヘルス	精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。
28	3	認知症	かつては痴呆(ちぼう)と呼ばれていた概念。後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態。狭義では「知能が後天的に低下した状態」の事を指すが、医学的には「知能」の他に「記憶」「見当識」を含む認知障害や「人格変化」などを伴った症候群として定義される。
29	3	歯周病	歯周疾患、ペリオともいう。歯肉、セメント質、歯根膜および歯槽骨より構成される歯周組織に発生する慢性疾患の総称。ただし、歯髓疾患に起因する根尖性歯周炎、口内炎などの粘膜疾患、歯周組織に波及する悪性腫瘍は含まない。

No.	頁	用語	解説
30	3	受診率	本計画では①医療機関受診率と②健診受診率をともに「受診率」としている。 ①国保被保険者がどのくらいの頻度で医療機関にかかったかを示す指標 受診率=レセプト件数÷被保険者数×100 ②健診対象者のうち健診を受診した割合 受診率=健診受診者数÷健診対象者数×100
31	3	糖代謝	食べ物として口から体内に入った糖質が、酵素によってグルコースやガラクトースといった成分に分解され、体内に吸収されて体のエネルギー源となる活動。
32	3	医療費適正化計画	高齢者の医療に関する法律により、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国・都道府県が定める5ヶ年計画。平成25年～29年までが第2期計画期間となる。
33	3	ライフステージ	人の一生を妊娠期、乳幼児期、学童・思春期、成人期、高齢期などに分けた、それぞれの段階。
34	4	第1次・2次・3次産業	第1次産業：原材料・食料など最も基礎的な生産物の生産に関わる産業。農林水産業など。 第2次産業：製造業・建築業・鉱工業など。 第3次産業：商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業・電気・ガス・水道業などをいう。
35	5	標準化死亡比(SMR)	死亡者数を人口で除した死亡率で比較すると、高齢者の多い地域では死亡率が高くなる傾向があるため、人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。国平均を100とし、100以上は国平均より死亡率が高く、100以下は低いとされる。SMRはStandardized Mortality Ratioの略。 SMR=(D/Σ pidi) × 100 D:当該市町村死亡数(過去5年間の和) pi:当該市町村5歳階級別人口 di:基準死亡率=全国5歳階級死亡数/全国5歳階級別人口
36	6	介護保険	高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。平成12年に施行された介護保険法に基づいて実施されるもので、市町村が運営し、被保険者はその住民で65歳以上の者(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者(第2号被保険者)とに分類される。
37	6	要介護認定者	介護保険被保険者のうち介護の必要があると認定された者で、この認定を受けないと介護給付・サービスを利用することができない。要介護認定者は65歳以上の要介護1号認定者と40歳から65歳未満の要介護2号認定者に分類される。
38	7	一人当たり医療費	ある特定の集団における医療費水準を考える場合の代表的な指標の1つ。一人当たり医療費=医療費総計(または対象となる疾病にかかる総医療費)÷国保被保険者数 本計画では、月間一人当たり医療費と年間一人当たり医療費の2種類を使用している。
39	8	人工透析	腎不全や尿毒症などで腎臓の機能が阻害され、体内の老廃物を除去できなくなった場合などに、人工的に血液を浄化する方法。正式には「血液透析療法」という。
40	9	疾病分類別統計	国保連合会が国保保険者ごとに被保険者の医科、歯科のレセプトを対象に社会保険表章用121項目疾病分類表を用い、その主たる疾患を集計したもの。
41	11	統合失調症	幻覚や妄想、興奮などの激しい症状のほかに、意欲の低下や感情の起伏の喪失、引きこもりなど、多彩な精神症状を呈する病気。発症のメカニズムや根本的な原因是解明されておらず、また、単一の疾患ではない可能性が指摘されており、症候群である可能性があるが、未だに決定的な定説の確立を見ない。
42	11	躁うつ病(双極性障害)	単に元気すぎたり、やる気満々といった程度ではなく、気分が病的に高ぶっている状態が続くこと。双極性障害の躁状態、うつ状態はほとんどの場合回復するが、再発すること多く、気分安定薬による予防と生活習慣の改善が必要となることが一般的である。
43	11	高尿酸血症	血中に存在する物質尿酸の血中濃度が異常に高い状態。具体的な数値としては、血中尿酸濃度が7mg/dLを超える場合をいう。DNAの合成に不可欠な物質であるプリン体の产生過剰あるいは排泄低下がその原因である。

No.	頁	用語	解説
44	11	最大医療資源疾病名	国保データベースシステム(KDB)における、主傷病名のこと。最大医療資源傷病名により傷病分析を行うことにより、地域において医療費負担の割合の大きい疾病を明らかにし、原因を究明するとともに保健事業のターゲットを絞ることが可能になる。また、全国で同一の方法で主傷病名を決定することにより、疾病別医療費について他県、同規模保険者や全国との比較を容易にすることができます。
45	13	大動脈疾患	心臓から出た後の上行大動脈、弓部大動脈、下行、腹部大動脈のいずれかで生じる大動脈の異常のことを指し、主に大動脈の内膜に亀裂が生じる大動脈解離と大動脈が拡大する大動脈瘤に分類される。
46	13	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つで、糖尿病によって腎臓の糸球体が細小血管障害のため硬化して数を減じていく病気。インスリンによる血糖制御ができず生体が高濃度のグルコースにさらされるとタンパク質修飾のために糖毒性が生じ、これが長く続くと微小血管障害によって生じる糖尿病性腎症を発症する。
47	14	メタボ予備群	内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のいずれかが合併した状態。メタボリックシンドロームの診断基準には達しないが、ダイエットによって、リスクが改善されるであろう肥満を指す。
48	14	特定健診法定報告	毎年国へ報告する特定健診、特定保健指導実施状況を集計したもの。対象者は年間を通じて南魚沼市国保被保険者となっているものに限られるため、雇用者保険に加入した者や年度途中に75歳に到達した者、南魚沼市から転出し他市町村国保に加入した者などは除外される。
49	16	有所見者	健康診断等の結果、何らかの異常の所見が認められた人のことをいう。通常、医師から要経過観察、要治療、要再検査などの指示(判定)がある。
50	16	HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー)	赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中の糖が結合したもので、過去1~2か月間の平均血糖値を表す。計測値基準としてJDS値とNGSP値があり、日本ではJDS値が使用されてきたが、平成25年に厚生労働省が国際標準値であるNGSP値に統一した。
51	16	LDL-コレステロール (LDL-C)	低比重リポ蛋白(LDL)として血中に存在するコレステロール。HDLコレステロールが善玉コレステロールと呼ばれるのに対し、悪玉コレステロールと呼ばれる。LDLは、肝臓で作られたコレステロールを体内の末梢まで運ぶ機能があり、過剰になると動脈硬化の原因となる。
52	16	中性脂肪	肝臓で作られたり、食物から吸収されたりする脂質の一種で、体を動かしたり、体温を保持したりするエネルギー源となる。中性脂肪の値が高くなり、皮下脂肪や肝臓などに過剰に蓄積されると、脂質異常症やメタボリックシンドローム、脂肪肝、肥満、動脈硬化などへとつながっていく。
53	16	HDL-コレステロール (HDL-C)	高比重リポ蛋白(HDL)として血中に存在するコレステロール。LDLコレステロールが悪玉コレステロールと呼ばれるのに対し、善玉コレステロールと呼ばれ、主に体内的組織からコレステロールを受け取り、肝臓に運ぶ時の形のことをいう。
54	16	ALT (GPT)	従来GPT(グルタミン酸ピルビン酸トランスクレアチニーゼ)と称されていたが、近年は生化学的にALT(アラニンアミノトランスフェラーゼ)という名称に変更されつつある肝機能検査の項目の一つ。アミノ酸の合成に必要な酵素で、肝臓に多く含まれている。肝臓の細胞に障害があると、血液中に出て数値が高くなる。
55	16	BMI	Body Mass Indexの略。体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数で、平成6年にWHO(世界保健機関)が定めた肥満判定の国際基準。 BMI=体重÷身長÷身長
56	16	収縮時血圧	心臓が収縮して全身に血液を送り出すときに、血管にかかる圧のこと。一般にいう「上の血圧」のこと。
57	16	拡張時血圧	心臓が拡張して全身から血液が心臓に戻ってくるときに、血管にかかる圧のこと。いわゆる「下の血圧」のこと。
58	16	空腹時血糖	空腹時の血液中のブドウ糖濃度のこと。空腹時血糖が126mg/dl以上になると、糖尿病領域と判断される。
59	16	尿酸	ここでは「尿酸値」を指し、物質代謝の最終生産物(プリン体等)の血中濃度のこと。尿酸は通常、老廃物として尿と一緒に排泄される。血中濃度がある一定量を超えると高尿酸血症と診断され、高尿酸血症の状態が長く続くと、血液に溶けきらなかった尿酸は結晶になって関節に沈着し、急性関節炎(痛風)を引き起こす。
60	16	クレアチニン	ここでは「血清クレアチニン値」を指し、腎機能の指標として用いられる数値。クレアチニンとは、筋肉へのエネルギーの供給源であるクレアチニンリン酸の代謝産物。主に筋肉で作られて血中に入り、糸球体で濾過された後、殆ど再吸収されず速やかに尿中に排出される。

No.	頁	用語	解説
61	23	二次予防	重症化すると治療が困難または大きなコストのかかる疾患を早期に発見・処置する行為。早期発見と早期治療に分かれる。早期発見には健康診断や人間ドック、早期治療には臨床的治療がこれにあたる。
62	24	運動プラス10	健康日本21の策定によって見直された「身体活動基準2013」の基準達成の実践的手立てとして示されたガイドライン「アクティブガイド」のメインメッセージ。「まずは、今より1日10分多く活動すること」を指す造語。
63	24	う蝕	口腔内の細菌が糖質から作った酸によって、歯質が脱灰されて起こる、歯の実質欠損のことである。歯周病と並び、歯科の二大疾患の一つである。う蝕された歯は、う歯(一般的には虫歯)と呼ぶ。
64	25	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団・個人における健康状態の差。
65	27	誤嚥性肺炎	誤嚥とは、飲み物や食べ物・唾液などが誤って器官に入ってしまうことで肺に流れ込むこと。通常、誤って気管に入ってしまったとしても、反射的にせき込むため肺に入る前に押し戻すことができるが、体力が低下していたり加齢により、押し戻す力が弱く肺にものが入り込み、口内に生息している細菌が繁殖し炎症を起こした症状を指す。
66	28	Ⅱ度・Ⅲ度高血圧	Ⅱ度高血圧：中等度高血圧のこと。収縮期血圧が160～179mmHgまたは拡張期血圧が100～109mmHgであること。 Ⅲ度高血圧：重度高血圧のこと。収縮期血圧が180mmHg以上または拡張期血圧が110mmHg以上の血圧であること。
67	28	食生活改善推進員	市町村が開催する研修を修了し、みずから食生活改善推進員協議会に加入して地域住民の食生活改善及び健康づくりのボランティア活動を行っている者。
68	28	健康推進員	市民が自ら主役となり健康づくりを進める環境づくりを地域と行政の協働体制で推進するため活動するもの。行政区の推薦により、市長が委嘱する。
69	29	ブドウ糖負荷試験(GTT)	一定量のブドウ糖水溶液を飲み、その結果、血糖値がどのように推移するかをみて、より正しい判定を行う検査。この検査で、糖尿病であるかどうかを最終的に診断する。
70	30	ポピュレーションアプローチ	疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していくハイリスク・アプローチに対し、大多数の中に潜在的なリスクを抱えた人たちが存在すると考慮したうえで集団全体へアプローチをし、全体としてリスクを下げていこうという考え方。
71	30	骨粗鬆症	骨形成速度よりも骨吸収速度が高いことにより骨に小さな穴が多発する症状で、日常生活程度の負荷によって骨折を引き起こす。骨折による痛みや障害はもちろん、大腿骨や股関節の骨折はいわゆる高齢者の寝たきりにつながり、生活の質(QOL)を著しく低くする。
72	30	日本型食生活	昭和58年に農林水産省より提唱された当時の日本人の食生活を基礎とした食事スタイル。米飯をベースとすれば、自然にバランスの良い食事ができるとの考えから提案され、多種多様な食品を摂ることを目的とする。
73	30	乳幼児健診	母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。南魚沼市では4ヶ月健診～3歳児健診までの計7回実施している。
74	31	地域づくり協議会	南魚沼市地域コミュニティ活性化事業実施要綱第2条第2項に基づき、住民の自治意識の高揚を図り、地域コミュニティ活動を推進するため、地域コミュニティ活性化事業を実施する団体。
75	31	地域振興局	地方自治法第155条に基づき、都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、必要な地に条例により設けられる都道府県の総合出先機関。支庁、県民政局、地方事務所など都道府県によって名称は異なる。
76	31	フッ化物	フッ素とほかの元素あるいは原子團とから構成される化合物。ポリマー樹脂や光ファイバー、絶縁体として利用されるほか、水溶液を歯のエナメル質表面に作用させ、虫歯を予防することにも使用される。
77	32	後発医薬品(ジェネリック医薬品)	新薬(先発医薬品)の独占的販売期間が終了した後に発売され、新薬と有効成分、効能、効果、用法、用量が同一である医療用医薬品。新薬と比較すると安価である。
78	33	医師会	社団法人南魚沼郡市医師会のこと。独立した公益法人で、地域の医療・介護・福祉の全般に渡り行政など関係部署と連携しつつ、様々な事業を行っている医師の職業団体。
79	34	レインボー健康体操	高橋賢一明治学院大学名誉教授が考案した、高齢者の介護予防・基礎体力の向上を目的とした運動プログラム。

No.	頁	用語	解説
80	34	ゲートキーパー	本来は「門番」の意味。ここでは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことを指している。
81	36	病院・診療所	病院とは、入院できるベッド数が20床以上の医療機関のこと。診療所は入院できる設備が全くないか、19床以下の施設のこと。
82	43	介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づき、介護を必要とする被保険者を対象に、介護サービス基盤の整備を計画的に進めるための基本となる実施計画。介護を必要とする被保険者が安心して暮らせるための介護サービス基盤の整備を目的とする。
83	43	国保連合会	国民健康保険団体連合会の略称。「国民健康保険法」第83条に基づき設立された公的な法人で、都道府県ごとに47団体が組織されている。
84	43	保健事業支援・評価委員会	平成26年より国保連合会に設置された、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合が行う保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定、実施、評価等の支援を行う組織。
85	43	個人情報保護条例	地方公共団体が保有する個人情報を適正に取り扱うために必要なルールなどを定めている条例。平成2年3月、神奈川県が初めて制定し、平成17年度末までには全ての都道府県・市区町村で制定された。
86	42	国民健康保険運営協議会	市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関。国民健康保険法11条で市町村に設置することと規定されている。